

一桜会会則

第1条(名称) この会は一桜会と呼ぶ。

第2条(目的) この会は会員の親和をはかり教養を高め励ましあい母校の向上、発展に協力することを目的とする。

第3条(事務所) この会の事務所を母校内に置く。

第4条(会員資格) この会の会員は次の3種とする。

- 1, 正会員 母校高等学校を卒業、および教育課程を修了したもの。
中等部卒業者及び一時在校者は正会員の推薦と役員会の承認を受ければ正会員として認められる。
- 2, 特別会員 母校現職教職員
- 3, 賛助会員 母校旧教職員

第5条(入退会) 入会・退会の方法は次の通りとする。

- 1、入会は会員資格を有する者が母校を卒業と同時に入会したものとみなす。
- 2、会員は退会届を一桜会に提出し承認されたのちに退会することができる。
- 3、会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

第6条(義務) 正会員は次のことを守らなくてはならない。

- 1、転任や住所・戸籍上の移転があった場合はすぐ本会事務所に届ける。
- 2、終身会費として8,000円を納入する。
- 3、特別会員、賛助会員は、会の運営と活動に協力する。

第7条(総会) この会は原則として毎年1回総会を開く。ただし、役員が必要と認めた場合、臨時総会を開くことがある。

第8条(機構) この会は次のような機構をもつ。

- 1、役員会(会長、副会長、常任役員、顧問)
会の日常的な事務執行を行なう。
幹事会・常任幹事会・総会の議案の提案を行う。
- 2、幹事会(卒業生の各クラスより2名選出)
総会に次ぐ決定機関とする。
欠員・交代必要な場合は年次(クラス)ごとに補充交代する。交代は速やかに事務所に報告する。
- 3、常任幹事会(役員会と各年次の代表幹事)
会の議案をつくり提案する。
各年次の代表幹事は、卒業年次ごとの事務執行とまとめ役を行なう。

4、専門部(各専門部)

一桜会の活動を推進させるため、それぞれの専門部会を開き活動する。
専門部の設置は必要に応じて、役員会が定める。
構成員は会員資格を有するものが担う。

第9条(役員) この会は次の役員を置く。役員は幹事会で決定する。

- | | | |
|---------|-----|-----------------------------|
| 1, 名誉会長 | | 母校校長を推挙する。 |
| 2, 会長 | 1名 | 幹事会の推薦と本人の承諾により、会員の中より選ばれる。 |
| 3, 副会長 | 2名 | 幹事会の推薦と本人の承諾により、会員の中より選ばれる。 |
| 4, 常任役員 | 6名 | 幹事会の推薦と本人の承諾により、会員の中より選ばれる。 |
| 5, 会計監査 | 2名 | 会員より2名選出する。 |
| 6, 顧問 | 若干名 | 幹事会・役員会の希望による。 |
| 7, 常任幹事 | | 各年次卒業生の幹事から1～2名を互選する。 |
| 8, 幹事 | | 卒業の各クラスから2名を選出する。 |

第10条(任務) 役員の仕事は次の通りとする。

- 1, 会長は会をまとめる。
- 2, 副会長は会長を補佐する。
- 3, 常任役員は、記録、会計、専門部等の分担を置き、業務を行う。
- 4, 常任幹事は、年度別の卒業生を代表し、年次のまとまりをつくることや幹事と協力して会の行なう行事やたよりの発行などを行なう。
- 5, 幹事は、常任幹事などと協力し、各クラスの連絡、行事の推進を行なう。

第11条(任期) 役員の仕事は1年とする。ただし、重任も認められる。

第12条(役員会) 役員会は原則として4ヶ月に一回開く。

第13条(幹事会) 幹事会は原則として年2回開く。

第14条(経費) この会の経費は、正会員の終身会費と寄付金その他による。

第15条(会則改正) 会則の改正には原則として、総会出席人数の過半数で可決される。

第16条(会計年度) この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条(附則)この規約は2001年2月一部を改正、施行。

この規約は2023年7月改正、施行する。

以上